改正前昭和六十年国共済改正法附則第十四条第四項	二十五年	十年
	、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項	及び附則第十二条の三
	みなす	みなす。この場合において、旧共済法第七十九条の二第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とする

第七条の見出し中「改正前国共済法」を「改正前国共済法等」に改め、同条第一項中「された改正前国共済法」の下に「、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法」を加え、「掲げる改正前国共済法の」を「掲げる」に改め、同項の表第八十八条第一項の項中「第八十八条第一項」を「改正前国共済法第八十八条第一項第三号」に改め、同表第八十八条第一項第四号の項中「第八十八条第一項第四号」を「改正前国共済法第八十八条第一項第四号」に改め、同表第八十八条第二項の項中「第八十八条第二項」を「改正前国共済法第八十八条第二項」に改め、同表に次のように加える。

改正前国共済施行法第二条第一号	国家公務員共済組合法をいう
改正前昭和六十年国共済改正法附則第二条第八号	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下附則第六十六条までにおいて「共済法」という）
改正前昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）第二条の規定により読み替えられた改正前国共済法第八十八条第一項第三号に規定する標準報酬月額（以下この項において「標準報酬月額」という。）に係る部分（以下この項において「標準報酬月額相当額」という。）及び改正前国共済法第八十八条第一項第四号に規定する標準期末手当等の額（以下この項において「標準期末手当等の額」という。）に係る部分（以下この項において「標準期末手当等の額相当額」という。）並びに改正前国共済法第百一条第一項第一号に規定する給付事由（以下この項において「給付事由」という。）が平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下この項において「職域加算額」という。）の共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）第二条の規定により読み替えられた改正前国共済法第八十八条第一項第三号に規定する標準報酬月額（以下この項において「標準報酬月額」という。）に係る部分（以下この項において「標準報酬月額相当額」という。）及び改正前国共済法第八十八条第一項第四号に規定する標準期末手当等の額（以下この項において「標準期末手当等の額」という。）に係る部分（以下この項において「標準期末手当等の額相当額」という。）並びに改正前国共済法第百一条第一項第一号に規定する給付事由（以下この項において「給付事由」という。）が平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下この項において「職域加算額」という。）の国家公務員共済組合法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）第二条の規定により読み替えられた改正前国共済法第八十八条第一項第三号に規定する標準報酬月額（以下この項において「標準報酬月額」という。）に係る部分（以下この項において「標準報酬月額相当額」という。）及び改正前国共済法第八十八条第一項第四号に規定する標準期末手当等の額（以下この項において「標準期末手当等の額相当額」という。）に係る部分（以下この項において「標準期末手当等の額相当額」という。）並びに改正前国共済法第百一条第一項第一号に規定する給付事由（以下この項において「給付事由」という。）が平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下この項において「職域加算額」という。）の共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）第二条の規定により読み替えられた改正前国共済法第八十八条第一項第三号に規定する標準報酬月額（以下この項において「標準報酬月額」という。）に係る部分（以下この項において「標準報酬月額相当額」という。）及び改正前国共済法第八十八条第一項第四号に規定する標準期末手当等の額（以下この項において「標準期末手当等の額相当額」という。）に係る部分（以下この項において「標準期末手当等の額相当額」という。）並びに改正前国共済法第百一条第一項第一号に規定する給付事由（以下この項において「給付事由」という。）が平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下この項において「職域加算額」という。）の

改正前昭和六十年国共済改正法附則第九条第一項	の共済法	の国家公務員共済組合法
改正前昭和六十年国共済改正法附則第十四条第二項	第十一号まで	第十一号まで及び第二十号
改正前昭和六十年国共済改正法附則第十四条第五項	前項	退職共済年金又は遺族共済年金
	第三項	平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの

第七条に次の一項を加える。

3　平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済整備政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置に関する政令（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）をいう。第十五条第二項及び第百三十九条において同じ。）第二十四条の規定の適用については、同条中「昭和六十年改正法附則第十四条第四項の規定により組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなされた者が死亡した場合における遺族共済年金に係る」とあるのは、「組合員期間等が二十五年以上である者で大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧施行法及び国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定の例によるとしたならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、」とする。

第八条第一項中「された改正前国共済法」の下に「、改正前国共済施行法」を加え、同項の表改正前国共済法附則第十二条の八の四、第十二条の十第一項、第十三条の三第一項、第二項及び第六項第二号、第十三条の五並びに第十三条の六第二号の項中「、第十三条の三第一項」を「並びに第十三条の三第一項」に改め、「、第十三条の五並びに第十三条の六第二号」を削り、同表改正前国共済法附則第十三条の九の四の項の次に次のように加える。

改正前国共済施行法第二条第一号	国家公務員共済組合法をいう
改正前昭和六十年国共済改正法附則第十五条第二項	遺族共済年金

第八条第一項の表改正前昭和六十年国共済改正法附則第十五条第一項の項の次に次のように加える。

改正前昭和六十年国共済改正法附則第十五条第二項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（改正前国共済法附則第十八条及び第三十二条第一項において「改正前国共済法による職域加算額」という。）のうち死亡を給付事由とするもの（以下この項において「旧職域加算遺族給付」という。）に係る部分（以下この項において「旧職域加算遺族給付相当額」という。）の共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）第二条の規定により読み替えられた改正前国共済法第八十八条第一項第三号に規定する標準報酬月額（以下この項において「標準報酬月額」という。）に係る部分（以下この項において「標準報酬月額相当額」という。）及び改正前国共済法第八十八条第一項第四号に規定する標準期末手当等の額（以下この項において「標準期末手当等の額相当額」という。）に係る部分（以下この項において「標準期末手当等の額相当額」という。）並びに改正前国共済法第百一条第一項第一号に規定する給付事由（以下この項において「給付事由」という。）が平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下この項において「職域加算額」という。）の